



島根県報

平成21年3月31日（火）

号外第64号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

島根県県税条例及び島根県手数料条例の一部を改正する条例

（税 務 課） 3

公布された条例等のあらまし

◇島根県県税条例及び島根県手数料条例の一部を改正する条例（条例第32号）

1 条例の概要

(1) 島根県県税条例の一部改正

ア 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率を3パーセントとする特例措置の適用期限を平成24年3月31日まで延長することとした。（附則第14項関係）

イ 自動車取得税及び軽油引取税が目的税から普通税となることに伴う規定の整備

ウ 軽油引取税の課税免除の対象の改正に伴う規定の整理

エ 引用する条項の整理

オ その他規定の整理

(2) 島根県手数料条例の一部改正

ア 軽油引取税の課税免除の対象の改正に伴う規定の整理

イ 引用する条項の整理

2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

島根県県税条例及び島根県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第32号

島根県県税条例及び島根県手数料条例の一部を改正する条例

(島根県県税条例の一部改正)

第 1 条 島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 6 節 削除」を「第 6 節 自動車取得税（第36条—第38条）
第 6 節の 2 軽油引取税（第39条—第44条の 2
に、「第 1 節 自動車取得税（第60条—第63条）
第 2 節 軽油引取税（第64条—第70条）」を「第 1 節及び第 2 節
削除」に改める。

第 3 条第 1 項第 5 号中「第26条第 5 号」の次に「、第44条の 2 第 2 号」を加え、「、第70条第 2 号」を削る。

第 4 条第 1 項の表ゴルフ場利用税の項の次に次のように加える。

自動車取得税	島根運輸支局の所在地
軽油引取税	法第144条の 2 に規定する軽油の納入地、事業所、自動車の主たる定置場若しくは事務所又は法第144条の 3 第 1 項に規定する事務所若しくは事業所（法第144条の 4 第 2 項において事業所等とみなされるものを含む。）（以下「納入地等」という。）の所在地（県内に 2 以上の納入地等がある場合は、主たる納入地等の所在地）

第 4 条第 1 項の表自動車取得税の項及び軽油引取税の項を削る。

第 2 章第 6 節を次のように改める。

第 6 節 自動車取得税

(自動車取得税の課税免除)

第36条 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車については、当該自動車の取得者に対して、その者が知事が定める期限までに申請した場合には、自動車取得税の課税を免除することができる。

- (1) 日本赤十字社が取得した救急自動車、血液事業の用に供する自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車
- (2) へき地巡回診療を行う者が取得した当該診療の用に供する自動車（前号に規定するへき地巡回診療の用に供する自動車を除く。）
- (3) 財団法人島根県環境保健公社（昭和48年2月24日に財団法人島根県環境保健公社という名称で設立された法人をいう。以下「環境保健公社」という。）又は医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関が取得した救急自動車（第1号に規定する救急自動車を除く。）又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の2第1項若しくは第3項の規定に基づく検診の用に供する自動車

（自動車取得税の納付の方法）

第37条 自動車取得税の納税義務者は、法第122条第1項又は法第123条の規定により自動車取得税額（法第131条に規定する自動車取得税額に係る延滞金額を含む。以下この条において同じ。）を納付する場合には、これらの規定による申告書又は修正申告書に当該自動車取得税額に相当する金額を証紙代金収納計器で表示を受けることによりしなければならない。

- 2 自動車取得税の納税義務者は、法第122条第1項又は法第123条の規定により自動車取得税額を納付する場合において、知事が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該自動車取得税額に相当する現金を納付しなければならない。この場合には、法第122条第1項又は法第123条の規定による申告書又は修正申告書に納税済印を押印するものとする。

（自動車取得税の減免）

第38条 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車については、当該自動車の取得者に対して、その者が知事が定める期限までに申請した場合には、

自動車取得税を減免することができる。

- (1) 天災その他これに類する災害により滅失し、又は損壊した自動車に代わる自動車と知事が認めるもの
- (2) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神等に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が取得した自動車（身体障害者又は精神障害者が所有する自動車がない場合にあつては、当該身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が取得した自動車）で知事が身体障害者又は精神障害者のために必要があると認めるもの
- (3) 身体障害者若しくは精神障害者を乗車させるため、又は専ら身体障害者の運転の用に供するために特別の仕様により製造され、又は構造変更が加えられた自動車

第 2 章第 6 節の次に次の 1 節を加える。

第 6 節の 2 軽油引取税

（軽油引取税の特別徴収義務者の指定）

第 39 条 軽油引取税の特別徴収義務者は、元売業者又は特約業者とする。

- 2 知事は、必要があると認める場合には、前項に規定する者のほか、軽油引取税の徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者として指定することができる。
- 3 軽油引取税の特別徴収義務者が元売業者又は特約業者の指定を取り消された場合には、その取消しの日に特別徴収義務者でなくなるものとする。

（軽油引取税の特別徴収義務者としての登録）

第 40 条 前条第 1 項又は第 2 項の規定により軽油引取税の特別徴収義務者として指定された者は、その事務所若しくは事業所が県内に所在する場合又は当該特別徴収義務者からの引取りに係る軽油の納入地が県内に所在する場合には、知事が定める期限までに、当該特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称その他必要な事項の登録を知事に申請しなければならない。登録した事項に変更があつた場合にも、また、同様とする。

- 2 知事は、登録特別徴収義務者（法第144条の15第3項に規定する登録特別徴収義務者をいう。以下この項において同じ。）から登録の消除の申請があったとき、登録特別徴収義務者が特別徴収義務者でなくなったときその他知事が定める場合には、当該登録特別徴収義務者の登録を消除するとともに、その旨を当該消除に係る者に対し通知するものとする。

（軽油引取税の特別徴収義務者としての証票の交付）

第41条 知事は、前条第1項の規定による登録（変更事項の登録にあつては、事務所又は事業所を増設する場合に限る。）の申請を受理した場合には、その申請をした者のうち県内に事務所又は事業所を有するものに対し、その者の県内に所在する事務所又は事業所ごとに、その者が軽油引取税の特別徴収義務者であることを証する証票を交付しなければならない。

（軽油引取税の申告納入の期限等の特例）

第42条 軽油引取税の特別徴収義務者が元売業者又は特約業者の指定を取り消されたとき、又はその事業を廃止したときは、当該取消し又は廃止の日から5日以内に、当該取消し又は廃止の日までの間において徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量、税額、法第144条の5又は法第144条の6の規定により軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量その他必要な事項を記載した納入申告書を知事に提出し、及び当該申告した納入金を納入しなければならない。

（免税軽油の引取り）

第43条 免税軽油の引取りは、免税証に記載された販売業者から行うものとする。ただし、免税軽油使用者が当該販売業者の事務所又は事業所所在地以外の地において軽油の引取りを行う必要が生じた場合その他やむを得ない理由がある場合には、他の販売業者から免税軽油の引取りを行うことができる。

- 2 免税軽油使用者は、前項ただし書の規定により免税軽油の引取りを行う場合には、法第144条の21第1項の規定により提出する免税証に記名及び押印をしなければならない。

（免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限の特例）

第44条 法第144条の27第2項に規定する引取りを行う当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の数量が少量であることその他の特別の事情があると認められる免税軽油使用者証の交付を受けた者として知事が指定する者についての同条第1項の規定による報告書の提出の期限は、規則で定める期限とする。

(軽油引取税の減免)

第44条の2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、その者が知事が定める期限までに申請した場合には、軽油引取税を減免することができる。

- (1) 天災その他これに類する災害を受けた納税者
- (2) その他知事が特別の事情があると認める納税者

第46条第6号中「財団法人島根県環境保健公社（昭和48年2月24日に財団法人島根県環境保健公社という名称で設立された法人をいう。以下「環境保健公社」という。）」を「環境保健公社」に改め、「（昭和23年法律第205号）」及び「（平成10年法律第114号）」を削る。

第51条第3号中「身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神等に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）」を「身体障害者又は精神障害者」に改める。

第3章第1節及び第2節を次のように改める。

第1節及び第2節 削除

第60条から第70条まで 削除

附則第14項第1号中「平成21年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附則に次の1項を加える。

(軽油引取税の課税免除の特例に係る読替え)

23 法附則第12条の2の4第1項の規定により平成24年3月31日までに行われる軽油の引取りに対して軽油引取税を課さない場合における第42条、第43条及び第44条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中

欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第42条	又は法第144条の6	、法第144条の6又は法附則第12条の2の4第1項
第43条第2項	第144条の21第1項	第144条の21第1項（法附則第12条の2の4第2項において読み替えて準用する場合を含む。）
第44条	第144条の27第2項	第144条の27第2項（法附則第12条の2の4第2項において準用する場合を含む。）

（島根県手数料条例の一部改正）

第 2 条 島根県手数料条例（平成12年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 の項第 1 号中「昭和25年法律第226号」の次に「。以下この項において「法」という。」を加え、同項第 2 号中「地方税法第700条の15第 2 項」を「法第144条の21第 2 項（法附則第12条の 2 の 4 第 2 項において準用する場合を含む。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

（自動車取得税に関する経過措置）

- 2 第 1 条による改正後の島根県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中自動車取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

- 3 新条例の規定中軽油引取税に関する部分は、施行日以後に新法（地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第 9 号。以下この項及び次項において

「改正法」という。)による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)をいう。以下この項において同じ。)第144条の2第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは新法第144条の3第1項各号(第3号又は第4号を除く。)の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が新法第144条の2第6項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税について適用する。

- 4 施行日前に旧法(改正法による改正前の地方税法をいう。以下この項において同じ。)第700条の3第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは旧法第700条の4第1項各号(第3号又は第4号を除く。)の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が旧法第700条の3第6項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に第1条による改正前の島根県県税条例(以下「旧条例」という。)第64条第1項又は第2項の規定により特別徴収義務者の指定を受けている者に係るこれらの規定による当該特別徴収義務者の指定は、新条例第39条第1項又は第2項の規定による特別徴収義務者の指定とみなす。
- 6 この条例の施行の際現にされている旧条例第65条第1項の規定による特別徴収義務者の登録事項の変更登録の申請は、新条例第40条第1項の規定による特別徴収義務者の登録事項の変更登録の申請とみなす。
- 7 この条例の施行の際現に旧条例第69条の規定による知事の指定を受けている者に係る同条の規定による当該指定は、新条例第44条の規定による知事の指定とみなす。